

「総長選考会議の組織検討タスクフォースの設置」に関する意見

超域文化科学専攻・田中 純

本タスクフォースは「総長選考会議の組織検討」と名づけられており、あくまで現行の選考会議の組織改善のためのものと理解しております。もちろん、「令和2年度総長選考会議における総長の選考過程の検証報告書」で指摘のあった「学内委員の在任期間」など、そうした組織改善が望ましいことは言うまでもありません。しかしながら、今回の総長選考プロセスの問題点を指摘した教員有志のひとりとしては、「2020 東京大学総長選考を考える」サイト（<https://2020sochosenkofrage.mystrikingly.com/>）で掲げた要求項目のうち、次の点を現在もなお、強調したいと思えます。

1. 〔総長選考会議は〕総長選考会議が考える「主体的」な総長選考と一般構成員の考える選考の「透明性・公平性」とがいかに乖離しているかを十分に認識すべきこと。
2. 東京大学総長直下（ないし、次期総長直下）に「総長選考に関する懇談会」を設け、国立大学法人化以降の総長選考のあり方を総合的に検証し、学内外の正確な状況認識にもとづく、将来的な総長選考の大局的な方針を検討することによって、総長選考のあり方に関する全学的な合意の再形成を図る。同懇談会には、教員代表、職員代表のほか、過半数代表者、学生自治会などの代表、東京大学新聞をはじめとする学内メディアの代表も加わることが望ましい。

この要求を繰り返すのは、「全学的な合意の再形成」なしに選考会議の組織形態だけを小手先で改変しても、上述のような認識の乖離は残り、制度運用は齟齬を来たすからです。

総長選考会議の組織形態についてはのちほど触れることにして、総長選考プロセス全般に関して、重要と思われる点のみ、以下に指摘します。

意向投票については、今回の総長選考にあたって五神真総長が特別にメッセージを出され、次期総長予定者決定後に小宮山宏選考会議議長も表明なさったように、多数の大学構成員の支持こそが総長のリーダーシップを支えるものであるという認識のもと、はっきりと積極的に価値付けて、今後も存続させることはもとより、よりいっそう実質的な役割を担わせるべきだと考えます。

この点に関連しては、ご承知のように、昨年末に文科省より、「国立大学法人の戦略的な経営実現に向けて～社会変革を駆動する真の経営体へ～ 最終とりまとめ」が公開されました。https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/105/mext_00001.html

ここには次のようにあります。

「学長選考会議が、意向投票を一つの手段として活用する場合には、学長候補者が学内構成員と確固たる信頼関係を築き、その下で強力なリーダーシップを発揮できる能力を有するかどうかの確認の参考とするなど、実施目的や位置付けを明確にして、説明責任を果たすべきである。」

末尾にある対社会的「説明責任」の観点からも、東京大学は「確固たる信頼関係」のために意向投票が不可欠であることを積極的に明文化して対外的に示し、範を垂れるべきではないでしょうか。他方、この「とりまとめ」にも顕著ですが、選考会議と意向投票とがあたかも対立関係にあるかのような認識はおかしいのであり、選考会議が一方的にこのプロセスの「主体性」を主張するのではなく、総長選考プロセスの一貫して完全な公正性・透明性のもとに、大学構成員全員の「主体性」が尊重されるべきだと思います。そしてその主体性を担保するものは、まず第一に民主主義的な投票でしょう（なお、将来の意向投票には、教員のみならず、全教職員の参加が必要であることをここに付言します）。

現行の総長選考プロセスの根拠として、小宮山議長はわれわれ教員有志への回答のなかで、平成 27 年の改正国立大学法人法の施行および令和 2 年の国立大学ガバナンス・コードの策定を挙げました。東京大学がこうした法や国家的方針に一定程度拘束されることは当然ですが、効果的で円滑な大学運営のためには、法文の枠内において、より創意を活かした制度設計と運用が望まれますし、そのためにこそ、総合大学としての知の蓄積があるのではないでしょうか。「国の法律として決まっていることだから」とただ盲目的に従うのではなく、とくに本学は日本の国立大学のトップを走る気概をもって、国立大学法人法やガバナンス・コードなどをむしろ凌駕する大学のあり方を、みずから積極的に提示することがあってよい。たとえば、十分な学内の議論を経て、学内民主主義を尊重したうえでならば、目的をもって女性や外国籍の総長を率先して実現することだってあってよいでしょう。総長に望まれる資質として狭義の「経営」能力ばかりを強調することは偏向です。

現在のように部局長持ち回りの教育研究評議会と選出基準が明確でない経営協議会メンバーからなる総長選考会議では、斬新な発想はけっして出て来ません。教育研究評議会選出の委員を単純に持ち回りで決める規則を早急に改めるべきことは言うまでもありません。しかし、冒頭でも述べたように、たんに委員の選定原理を変えたところで、総長選考全体に関するヴィジョンの共有なくしては、改革が手続き論に終わることは目に見えています。「総長選考に関する懇談会」のような開かれた場を設けて、全学的な合意の再形成を提案するのは、本学のポテンシャルがあれば、閉塞感のある現状を打開し、大学運営における「主体性」を大学そのものに取り戻すことができると信じるからです。

これは教職員のみをそのような「主体」と見なすからではありません。先の「国立大学法人の戦略的な経営実現に向けて 最終とりまとめ」では、国立大学法人は「納税者である国民はもとより、学生、卒業生、研究者、学界、産業界、地方自治体をはじめとした国内外の多様なステークホルダーと積極的に関わり合い」と述べられています。この点は「経営」のみではなく「運営」にも関わり、したがって、「経営」という言葉に引きずられて、特権的な「ステークホルダー」と見なされている産業界のみを重視すべきでもありません。とくに「納税者である国民」全体に向けた「公正性・透明性」は必須でしょう。

とすると、今回の総長選考プロセスで、選考会議議長が第 2 次候補者の情報を学内にのみ留める指示を発したことは、圧倒的多数の「ステークホルダー」に対する「透明性」をないがしろにするものだったと言わざるを得ないこととなります。総長選考だけについて言うならば、選考会議はもとより、東京大学構成員のコアをなす教職員は、その選考プロ

セスのとくに中心をなす「主体」として、その他のステークホルダーに対する重い「責任」を負っています。そのような「主体」であることと全ステークホルダーに対する「公正性・透明性」を確保する責任とは一体です。わたしがここで、「総長選考プロセスの一貫して完全な公正性・透明性」を強調しているのはそのためです。そして、総長選考会議にわたしがもっとも求めたいことは、総長選考プロセスの唯一の「主体」であることを僭称して（それを「僭称」と呼ぶのは上記の理由からです）、総長選考を秘密会議における人事扱いにすることを止めることです。

わたし個人としては、今回の総長選考プロセスには最低限の正統性はあったと考えています。意向投票の重要性について、五神総長や小宮山議長が示された見識も評価しています。また、一連のわれわれ教員有志の質問に対し、小宮山議長が回答を寄せられ、対話をなし得たことにも感謝しています。そこには最後まで認識の齟齬が残りましたが、まさにそのような齟齬を顕在化させたという点においては、意義のあるものだったと思います。何よりもまず、本学ではまだ、総長選考をはじめとする大学運営・経営について、一般教員からの率直な発言が許容されています。

他方、筑波大学をはじめとする国公立大学においては、学長選考や大学運営をめぐる、学長および学長選考会議議長と教職員のあいだに深刻な対立関係が生じています。筑波大学では、複数の大学の学長選考会議委員を兼ねる一種の文科官僚化した人物が選考会議議長となった結果、その亀裂は極度に深まっています。小宮山氏のように、元総長が総長選考会議議長となることについては外部から批判もありますが（新聞記者からそうした批判を耳にしました）、東京大学の運営に関する責任ある見識を期待できるという意味では、元総長が議長となること自体は一概に否定すべきではないかもしれません。

しかしながら、本学においても、一歩間違えば、筑波大学のような対立が生まれなくても限りません。なぜならこれは、文科省や文科族議員が中心になって設計した法律やガバナンス・コードが大学という組織にもたらしている歪みの産物であり、本学もその歪みを逃れているわけではないからです。

わたしが本学の総長および執行部に期待しているのは、この歪みの所在を認識し、日本の大学のリーダーとして、民主的で開かれた「21世紀の新しい大学」のヴィジョンを率先して示すことにより、むしろ、既存の法やコードを変えることです。そのような社会的リーダーシップを東京大学総長には発揮していただきたい。そのためには国立大学協会を動かすといったことも必要になるでしょう。それが「納税者である国民・・・をはじめとした国内外の多様なステークホルダーと積極的に関わり合」うべき国立大学法人の、とくにその動向がもっとも注目されている存在である東京大学の使命だと思えます。